

「小中学生総合保障制度」について

皆様にはますますご健勝のこととお喜び申し上げます。平素からPTA活動にご配慮をいただき、ありがとうございます。子どもの安心安全の為、「小中学生総合保障制度」の加入をお勧めしています。

小中学生総合保障制度は下記に対応しております。

- ① 自転車事故の高額賠償責任
- ② GIGA スクールにおける貸与端末の破損
- ③ 新型コロナウイルス感染症

① 児童生徒の交通事故の実態は以下の通りで、小学生低学年と中学生が多くあります。

(平成30年「児童・生徒の交通事故」警察庁交通局)



近年、自転車事故の賠償額は高額化しています。



各地域において、自転車事故高額賠償対策の為、自転車条例（自転車賠償責任保険の加入義務化または努力義務化）が施行され、それに対応するものです。

② GIGA スクールにおいて、貸与端末の破損補償について<個人賠償責任補償（受託品賠償）> 学校からの貸与端末を使用しているお子さまが偶然な事故で貸与端末を破損させ法律上の損害賠償責任が発生した場合に補償の対象となります。

③ 新型コロナウイルスに感染した場合について<特定感染症補償>

後遺障害/入院*/通院に対して補償されます。

*入院については医師・保健所の指示で自宅療養となった場合も含まれます。

<補償内容は下記をご覧ください>

動画でわかる
補償内容は
こちら!



＜GIGA スクールにおける貸与端末について＞

1. 端末破損と保険の関係

補償項目	個人賠償責任補償(受託品賠償)
対象となる事故	自宅内外で生じた偶然な事故(損壊・盗難・紛失)
被保険者の範囲	◆本人 ◆同居の家族
支払われない主な場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被保険者に損害賠償責任が発生しない場合 ・ 故意 例)貸与端末をわざと(壊す意思で)壊した場合 ・ 偶然外來の事故に直接起因しない受託品の電氣的・機械的の事故 例)充電したが電源がつかない(故障) ・ 本来の用途以外に受託品を使用した場合 例)卓球のラケット代わりに使用し破損

2. 貸与端末の学校内での破損事故・・・個人賠償責任補償（受託品賠償）

責任の有無や割合は実際に発生した事故状況で判断します。

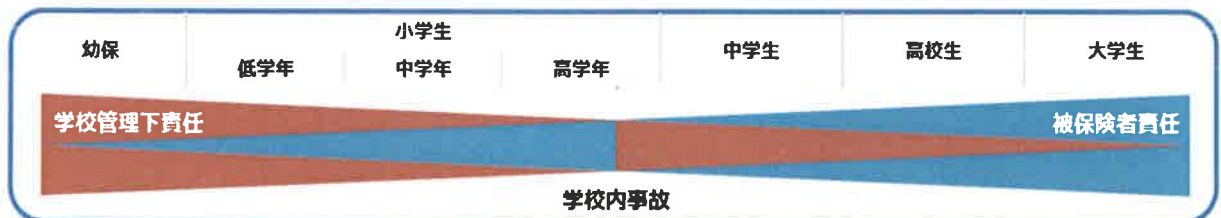
＜責任関係＞

- ① 授業中：原則学校管理下責任となり、生徒に法律上の賠償責任は発生しない場合が多いです。
- ② 休み時間・登下校：原則生徒責任となり、生徒に法律上の賠償責任は発生する場合があります。

＜考え方＞

- ・ **小学低学年**はまだ自らの行為に対する責任を問う程に十分成長していないため、校内における行動の多くは学校の管理下におかれていると考えられています。
- ・ **小学中高学年・中学生**と成長していくに従って、自らの行為に対する責任を判断する知識・能力を持ち始めるので責任の所在が学校から徐々に個人に移っていきます。

※ただし、学校行事に参加中、教師の指導の下に発生した賠償事故は学校側の管理責任が問われます。



3. よくある質問

質問) 学校からの貸与端末を破損した場合補償されますか。

回答) 学校からの貸与端末を生徒や同居の家族の方が破損した場合に、法律上の賠償責任が発生した場合、お支払いします。(個人賠償責任補償(受託物賠償))

但し、わざと壊した(故意)場合や貸与端末を卓球のラケット代わりに使うなど本来の端末使用目的と違うことで破損した場合は補償されません。

質問) 火災・自動車保険の特約にある個人賠償保険も含め、全ての個人賠償保険で貸与端末破損補償されますか。

回答) “貸与端末”等 PC の破損等については、補償されない個人賠償特約もあります。加入している保険会社に補償の有無の確認が必要となります。本制度の個人賠償は補償の対象となりますのでご安心ください。

質問) 学校の授業中に児童・生徒が貸与端末を壊した場合は補償されますか。

回答) 授業中は、原則学校の管理責任となるため、一般的には生徒に法律上の賠償責任が発生しない場合が多く、そのような場合には個人賠償責任保険では補償の対象とはなりません。

一方、休み時間や放課後、登下校中に端末を破損した場合は、一般的には生徒に法律上の賠償責任が発生する場合が多く、そのような場合には個人賠償責任保険で補償の対象となります

質問) 貸与端末をなくした(紛失)場合に補償されますか。

回答) 紛失されて、児童・生徒や保護者に法律上の賠償責任が発生した場合に補償をいたします。